

令和6年度
全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
第3回 全国理事研究・研修協議会

切れ目ない支援体制の構築

令和7年1月24日
文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
特別支援教育調査官 加藤 典子

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・ 地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・ 就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・ 教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・ 医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・ 中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・ 「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」

障害や発達に特性のある子どもやその家族への支援には、教育・福祉等による連携が求められ、こども大綱（令和5年12月22日付け閣議決定）等でもその旨盛り込まれている。障害福祉サービス等報酬や予算等の関係する概要や教育と福祉等の連携のポイント及び留意点等を整理し、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省の連名課長通知を発出し、より一層の連携による取組を依頼した（令和6年4月25日付け）。

1 福祉分野における教育との連携推進の取組

障害児通所支援事業所や障害児入所施設と学校等が連携した支援を一層推進できるよう、障害福祉サービス等報酬改定において取り組むこととしている下記の取組について、協力を依頼。

- (1) 関係機関との連携の強化
- (2) 将来の自立等に向けた支援の充実
- (3) 継続的に学校に通学できない児童への支援の充実
- (4) 強度行動障害を有する児への支援の充実
- (5) インクルージョンの取組の推進
- (6) 保育所等訪問支援の充実
- (7) 地域生活に向けた支援の充実
- (8) 相談支援の充実

2 教育分野における福祉との連携推進の取組

各学校が作成する個別の教育支援計画を活用し、引き続き学校と関係機関等との情報の共有を促進すること、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年通知）や本通知の1の記述を参考として一層の取組を促進することを依頼。

3 教育と福祉の連携を推進する予算事業

4 教育福祉連携を推進する研修等

5 障害児福祉計画を踏まえた関係機関の連携体制の構築

6 学校と放課後等デイサービス事業所等の連携に関する好事例の横展開

こ支障第125号
6初特支第2号
障障発0425第1号
令和6年4月25日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

こども基本法（令和4年法律第77号）第9条第1項に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においては、常にこども（若者を含む。以下同じ）の最善の利益を第一に考え、こども・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもを権利の主体として認識し、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくこととされています。

特に、障害や発達に特性のある子どもやその家族への教育と福祉等が連携した支援については、障害や発達の特性を早期に見出し、把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていくこととされており、こども大綱やこども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においてもその旨盛り込まれたところです。

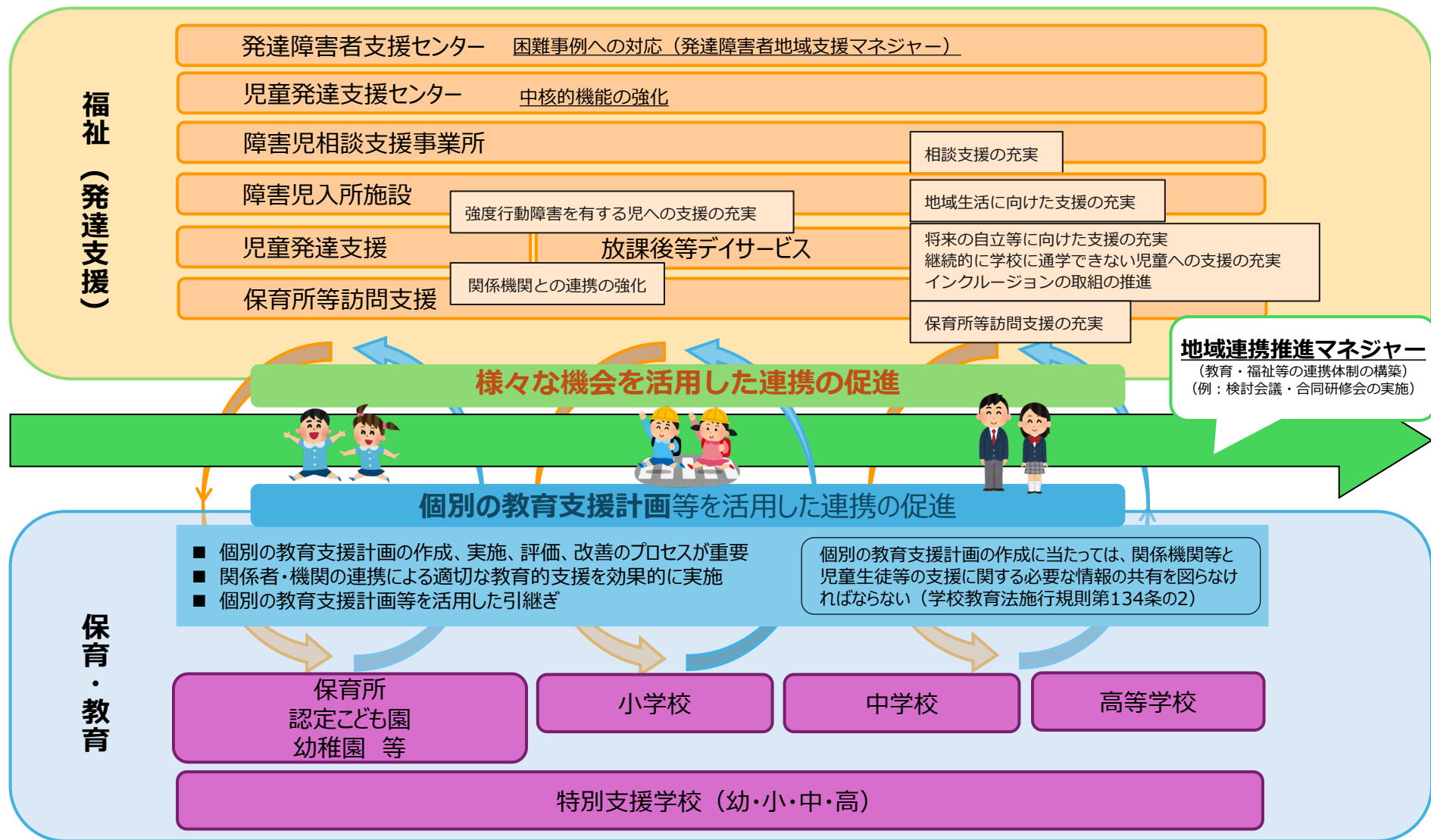
こうした中、教育と福祉の連携の下での様々な取組について、障害福祉サービス等報酬改定や予算事業等により支援の充実を図っているところ、下記のとおり、その概要と連携のポイントや留意点等を整理しました。

これまでの間、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月24日付け30文科初第357号、障発0524第2号、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部部長通知。以下「平成30年通知」という。）に基づき、教育と福祉の連携による取組を進めていただいているところ、更なるこども施策の充実を図る観点から、本通知を踏まえながら、各種の制度・事業を積極的に活用し、より一層の連携による取組を進めていただきたく、お願いいたします。

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（令和6年4月25日付け3省庁連名通知）



(詳細)「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」



国による情報発信 支援機関への支援など

国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局秩父学園

自治体や保育所・幼稚園、放課後等デイサービス等に職員を派遣し、
発達の気になる児童の支援者に向けた支援を実施

自治体の支援体制状況の把握や好事例の横展開

教育福祉連携を推進する研修等

国立障害者リハビリテーションセンター
発達障害情報・支援センター



国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

47億円
42億円



文部科学省

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.6成立、R3.9施行）の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援
- 私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費を都道府県等が負担する場合、保育所と同様にその一部を補助
(国:1/2 都道府県等:1/2)

令和7年度予算額（案） 4,562百万円(前年度予算額4,037百万円)

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	✓ 配置人数：4,900人分（←4,550人分） ✓ 1日6時間、週5回等を想定 - 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態（時間・単価等）を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人
(幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校)
- <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3

【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業

テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成

0.1億円（3年間（令和6年度～8年度）：1箇所×1,000万円）

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援
※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
(560人分 ← 435人分)

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

担当：初等中等教育局特別支援教育課

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額

0.9億円
0.5億円）



文部科学省

現状・課題

全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性があり（「学習面又は行動面で著しい困難を示す」：推定値8.8%（義務・R4調査））、発達障害により通級による指導を受ける児童生徒も増加している。このような状況を踏まえ、各自治体における5歳児健康診査の実施が進む中、従来見過ごされてきた発達障害の特性のある幼児等を把握するケースの急増も予想され、発達障害のある幼児児童生徒等に対する、就学前からの切れ目のない支援体制の構築や、学校における適切な支援の推進、通級指導の充実等が求められている。

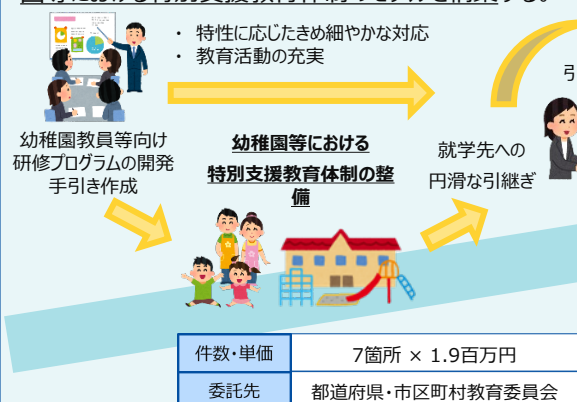
事業内容

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 46百万円【新規】

「5歳児健康診査」の結果を有効に活用するなどして、発達障害のある幼児児童生徒等に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援、不登校の未然防止等、切れ目のない支援体制を構築する。

● 幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

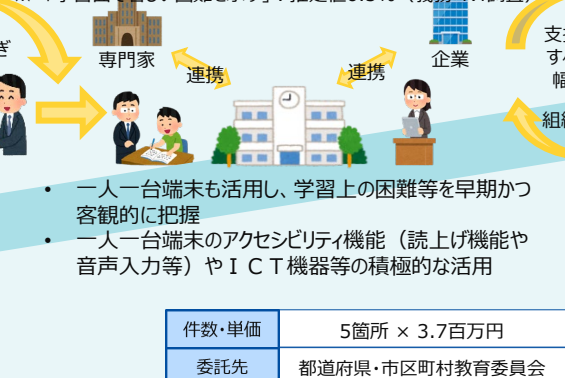
発達障害の特性のある幼児等に対する幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ及び幼稚園教員等の専門性向上について実践研究を行い、幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築する。



● 学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

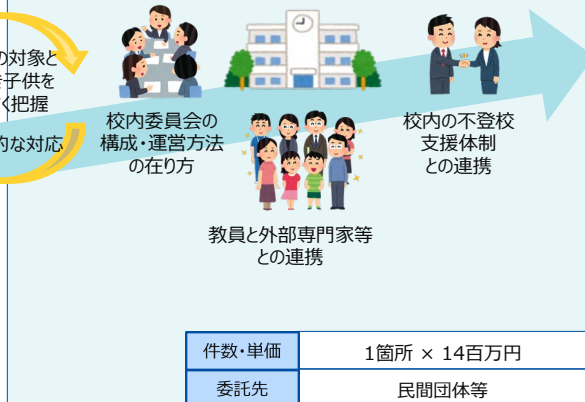
学習障害のある児童生徒等への就学後の早期発見・早期支援の充実のため、一人一台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する。

※「学習面で著しい困難を示す」：推定値6.5%（義務・R4調査）



● 特別支援教育・不登校担当の校内連携体制の在り方に関する調査研究

発達障害のある児童生徒等に対する早期発見・早期支援、不登校の未然防止等に資する、校内支援体制の在り方について、実態調査や事例収集・分析を行う。



効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業

28百万円

効果的かつ効率的な通級による指導に向けたモデルを構築し、全国的な普及を図る。

件数・単価	6箇所 × 4.6百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会

管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業

13百万円

管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育に取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う。

件数・単価	4箇所 × 3.3百万円
委託先	都道府県・指定都市教育委員会